

貸金業者に対する行政処分について

GE コンシューマー・ファイナンス株式会社に対して報告徴収を行った結果、下記のとおり、貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定に違反した事実が認められた。

本日、同社に対して、法第 36 条第 1 号の規定に基づき、平成 18 年 11 月 13 日から平成 18 年 11 月 17 日までの間、東京ダイヤラーサービスセンター及び大阪ダイヤラーサービスセンターにおける業務の全部（弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に応ずる業務及び関東財務局が特に必要と認めた業務を除く。）を停止することを命じた。

記

同社は、延滞債務者への連絡・取立てに当たり、一定間隔で自動的に債務者に架電し、相手方が電話に出た場合にオペレーターが対応する自動架電システムを採用している。平成 18 年 4 月、延滞した債務者の自宅等に当初何回か架電したものの連絡が取れなかったことから、勤務先に自動架電した。その際、債務者から新たな連絡先（携帯電話番号）が示され、また、債務者から勤務先への連絡を止めるよう申し出を受けたにもかかわらず、担当者が勤務先への架電停止措置を講じなかったことから、勤務先へ再度自動架電がなされ、債務者を困惑させた。

(参 考)

GE コンシューマー・ファイナンス株式会社の概要

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1. 商 号 | GE コンシューマー・ファイナンス株式会社 |
| 2. 代 表 者 | 熊谷 昭彦 |
| 3. 主たる営業所
等の所在地 | 東京都目黒区三田 1 丁目 6 番 2 1 号 |
| 4. 登 録 番 号 | 関東財務局長（4）第 0 1 0 2 4 号 |
| 5. 登 録 年 月 日 | 平成 1 5 年 1 1 月 2 2 日 |

連絡・問い合わせ先
関東財務局 理財部 金融監督第 5 課
電話 0 4 8 - 6 0 0 - 1 1 5 2
(ダイヤルイン)